



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 公 告

○国土利用計画法施行令による基準地の標準価格の判定(建設管理課)……………1

## 公 告

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九條第一項の規定により、平成十八年七月一日における基準地の標準価格を判定したので、次のとおり公告する。

平成十八年九月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

備考

記載内容の見方

第1 宅地及び宅地見込地

- 1 「(1) 基準地番号」欄において、※印は、地価公示の標準地（価格判定の基準日：平成18年1月1日）と同一地点である基準地を示している。当該基準地については、別に「3 地価公示の標準地と同一地点である基準地一覧」に一括して記載している。また、一連番号の前に付されている3、5、7、9及び10の見出し数字は、原則として、当該基準地がそれぞれ宅地見込地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域にあることを示し、見出し数字を付していないものは、住宅地域にあることを示している。
- 2 「(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在及び地番を表示し、括弧内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。また、住居表示がある場合も表示した。  
 なお、基準地が数筆にわたる画地である場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示した。また、同一の市町村にある基準地については、最初の基準地についてのみ市、郡、町又は村の名称を記載し、他は省略した。
- 3 「(4) 基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登録されている地積（土地の一部が借地である基準地にあつては当該借地の面積、土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地にあつては当該仮換地等の指定地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。また、基準地の筆の一部が私道となっている場合には、私道部分を含めた全筆の地積を表示した。
- 4 「(5) 基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあつては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺とこれらの辺から対辺までの長さの比率）を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形である。
- 5 「(6) 基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。）を表示した。  
 鉄骨鉄筋コンクリート造・・・・・・・・・・SRC  
 鉄筋コンクリート造・・・・・・・・・・RC  
 鉄骨造・・・・・・・・・・S  
 ブロック造・・・・・・・・・・B  
 木造・・・・・・・・・・W
- 6 「(8) 基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況（未舗装と表示してあるもの以外は、すべて舗装）、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示した。  
 なお、道路の種別は、次の区分により表示した。  
 (1) 道路法による道路・・・・・・・・・・国道、県道又は市町村道  
 (2) 土地区画整理事業施行地区内の道路（(1)及び(3)を除く。）・・・・区画街路  
 (3) 私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されているもの・・・・私道  
 (4) その他の道路・・・・・・・・・・道路
- 7 「(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。  
 (1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合（引込距離約50メートル以内）には、「水道」と表示した。  
 (2) ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合（引込距離約50メートル以内）には、「ガス」と表示した。  
 (3) 基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び処理区域外に存する大規模造成地等にある下水道で宅地供給者又は組合等が一体として管理し、かつ、公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合には、「下水」と表示した。
- 8 「(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50メートル未満の場合には「近接」と表示した。
- 9 「(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄については、次により表示した。  
 (1) 都市計画区域等の区分  
 市街化区域・・・・・・・・・・用途等  
 市街化調整区域・・・・・・・・・・「調区」  
 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域・・・・**都**  
 都市計画の定めのない区域・・・・・・・・・・「都計外」  
 (2) 用途地域等は、次の略号で表示した。  
 第1種低層住居専用地域・・・・・・・・・・1低専  
 第2種低層住居専用地域・・・・・・・・・・2低専  
 第1種中高層住居専用地域・・・・・・・・・・1中専  
 第2種中高層住居専用地域・・・・・・・・・・2中専  
 第1種住居地域・・・・・・・・・・1住居  
 第2種住居地域・・・・・・・・・・2住居  
 準住居地域・・・・・・・・・・準住居  
 近隣商業地域・・・・・・・・・・近商  
 商業地域・・・・・・・・・・商業

準工業地域・・・・・・・・・・準 工  
 工業地域・・・・・・・・・・工 業  
 工業専用地域・・・・・・・・・・工 専  
 防火地域・・・・・・・・・・防 火  
 準防火地域・・・・・・・・・・準 防

(3) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び工業専用地域については、括弧内の左側に建ぺい率を、右側に容積率を、その他の地域については括弧内に容積率をそれぞれパーセントで表示した。

第2 林地

- 1 「(1) 基準地番号」欄には、一連番号により表示した。
- 2 「(2) 基準地の所在及び地番」欄には、土地登記簿に登録されている所在及び地番を表示した。
- 3 「(4) 基準地の地積」欄には、土地登記簿に登録されている地積を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。
- 4 「(5) 基準地の利用の現況」欄には、基準地が現に利用されている状況を林地の類型及び樹種により表示した。
- 5 「(7) 交通接近条件」欄については、次により表示した。
  - (1) 「基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離」欄において、搬出方法は通常考えられる方法を記載し、距離は当該基準地の中心部からの距離を表示した。  
 なお、林(公)道隣接の場合は、0メートルと表示した。
  - (2) 「搬出地点の道路の状況」欄には、道路の種類及び幅員を表示した。
  - (3) 「最寄り駅及び距離」欄には、駅名及び基準地から当該駅までのおおよその道路距離を表示した。
  - (4) 「最寄り集落及び距離」欄には、集落名及び基準地から当該集落までのおおよその道路距離を表示した。
- 6 「(8) 公法上の規制」欄については、次により表示した。
  - 市街化調整区域・・・・・・・・・・「調区」
  - 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域・・・・・・・・(都)
  - 地域森林計画対象民有林・・・・・・・・「地森計」

- 7 「(9) 地域の特性」欄については、次により表示した。
  - 都市近郊林地：市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地で、市街地の宅地化の影響を受けているもの
  - 農 村 林 地：農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主に、林業を兼ねている地域内のもの
  - 林業本場林地：林業の中心にある地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地
  - 山村奥地林地：交通機関から判断して最も不便な山村奥地に属する地域内の林地

第3 表示は、宅地及び宅地見込地並びに林地とも、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日(平成17年7月1日)における状況により行った。

第4 地価公示の標準地と同一地点である基準地

- 1 「(1) 基準地番号」欄は、上段に基準地番号を、下段に標準地番号を記載した。
- 2 「(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格」欄は、上段に基準地価格を記載し、下段に同年の標準地価格を括弧書で記載した。
- 3 その他の欄については、第1と同様とした。ただし、基準地の公告事項と同年の地価公示の標準地の公示事項が同一である場合は、地価公示の標準地の公示事項は、記載を省略した。

1 宅地及び宅地見込地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示 「住居表示」 〔仮換地番号〕	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m <sup>2</sup> )	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
秋田(県) - 1	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番25	29,000	237	1 : 1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	東6m市道	水道 下水	追分550m	1低専(40,60)
- 2	飯島美砂町16番361 「飯島美砂町4-8」	44,000	208	1 : 1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	西5m市道	水道 ガス 下水	土崎2.7km	1中専(60,200)
- 3	飯島長野中町2番202 「飯島長野中町3-16」	42,700	222	1 : 1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	土崎1.9km	1低専(50,80)
- 4	土崎港中央4丁目24番2 「土崎港中央4-1-28」	52,000	396	1 : 1.2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	土崎850m	2中専(60,200) 準防
- 5	土崎港北2丁目9番2 「土崎港北2-9-7」	51,900	212	1 : 2	住宅 W2	区画整然とした一般住宅地域	西6m市道	水道 ガス 下水	土崎800m	1住居(60,200) 準防
- 6	飯島道東2丁目174番16 「飯島道東2-19-5」	36,000	167	1 : 1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南西6m市道	水道 ガス 下水	土崎3.4km	1低専(40,60)
- 7	外旭川字神田791番10	55,500	242	1 : 1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	秋田5.4km	1低専(50,80)
- 8	泉ノ坪109番2 「泉ノ坪19-5」	59,000	302	1 : 1	住宅 W1	中規模の一般住宅が多い住宅地域	西4.3m市道	水道 ガス 下水	秋田3.4km	1低専(50,80)
- 9	旭川南町69番20 「旭川南町6-54」	54,000	233	1 : 1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南東6m市道	水道 ガス 下水	秋田3.6km	1低専(50,80)
- 10	将軍野桂町211番27 「将軍野桂町8-27」	52,000	232	1 : 1	住宅 W2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	東4.5m市道	水道 ガス 下水	土崎2.3km	1低専(50,80)
※- 11	将軍野南1丁目74番27 「将軍野南1-14-32」	58,200	234	1 : 1.5	住宅 W2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	南東6m市道	水道 ガス 下水	土崎2.3km	1中専(60,200)
- 12	保戸野八丁836番 「保戸野八丁7-33」	71,000	278	1 : 3	住宅 S2	中規模の一般住宅が多い旧来からの閑静な住宅地域	南西5.5m市道	水道 ガス 下水	秋田2km	2中専(60,200)
- 13	泉北2丁目109番1外 「泉北2-9-22」	81,000	197	1 : 1.2	住宅 W2	中規模一般住宅にアパート等が混在する区画整然とした住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	秋田3.7km	2中専(60,200)
※- 14	保戸野中町516番2 「保戸野中町2-10」	93,500	383	1 : 1.5	住宅 W2	一般住宅、医院等が混在する閑静な既成住宅地域	西8m市道	水道 ガス 下水	秋田1.6km	1住居(60,200) 準防
- 15	桜4丁目45番50 「桜4-6-9」	53,700	239	1 : 1	住宅 W2	一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	北東6m市道	水道 ガス 下水	秋田3km	1低専(50,80)
- 16	手形字西谷地210番2 〔秋田駅東第3地区19街区8〕	97,000	262	1 : 1	住宅 W2	中規模一般住宅、アパート等が混在する区画整理事業中の住宅地域	南6m市道	水道 ガス 下水	秋田450m	2住居(60,200) 準防
- 17	東通仲町126番 「東通仲町11-10」	86,500	206	1 : 1.5	住宅 W2	中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	東4m市道	水道 ガス 下水	秋田550m	2住居(60,200) 準防
- 18	榑山南中町12番 「榑山南中町3-40」	60,000	308	1 : 3	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い閑静な住宅地域	北西4m市道	水道 ガス 下水	秋田1.8km	1住居(60,200) 準防
- 19	新屋松美町165番196 「新屋松美町5-50」	47,700	256	1 : 2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	秋田6km	1中専(60,200)
- 20	新屋朝日町1261番 「新屋朝日町7-5」	50,500	272	1 : 1.2	住宅 W2	一般住宅が多い住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	秋田5km	1中専(60,200)
※- 21	牛島東5丁目36番3 「牛島東5-9-10」	55,300	194	1 : 1.2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	羽後牛島1.2km	1低専(50,80)
- 22	大住1丁目159番79 「大住1-3-26」	54,500	214	1.2 : 1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南6m市道	水道 ガス 下水	羽後牛島700m	1低専(50,80)

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示 「住居表示」 〔仮換地番号〕	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m <sup>2</sup> )	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
秋田(県)-23	山王7丁目143番1 「山王7-11-9」	79,200	138	1:1.2	住宅 W2	一般住宅にアパート、事務所等が混在する住宅地域	北東6m市道	水道 ガス 下水	秋田3.3km	1住居(60,200) 準防
-24	仁井田目長田1丁目111番2 「仁井田目長田1-5-21」	42,000	204	1:1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南6m市道	水道	羽後牛島 3.5km	1低専(50,80)
-25	新屋田尻沢西町323番 「新屋田尻沢西町6-7」	35,000	268	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い郊外の住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	新屋1.1km	1低専(40,60)
-26	浜田字家後61番	32,000	238	不整形 1:2	住宅 W2	農家住宅及び一般住宅が混在する住宅地域	北4.5m市道	水道 下水	新屋1.3km	1低専(40,60)
-27	下浜羽川字横長根32番9	11,700	347	1:2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	東3.5m市道	水道	下浜300m	1住居(60,200)
-28	土崎港相染町字中谷地9番38	45,600	230	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	土崎1.7km	1住居(60,200)
-29	茨島2丁目17番7 「茨島2-6-7」	64,000	179	1:1	住宅 W2	中規模の一般住宅の中に駐車場等が見られる住宅地域	南東8m市道	水道 ガス 下水	羽後牛島 1.5km	1住居(60,200) 準防
-30	新屋松美ガ丘北町772番 「新屋松美ガ丘北町3-22」	48,200	243	1:2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	西6m市道	水道 ガス 下水	秋田5.4km	1低専(40,60)
-31	新屋日吉町959番 「新屋日吉町39-10」	40,500	350	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅の中に空地等が見られる新興住宅地域	南東6m市道	水道 ガス 下水	新屋1.2km	1低専(50,80)
-32	寺内堂ノ沢1丁目202番8外 「寺内堂ノ沢1-11-26」	62,000	143	1:2	住宅 W2	中規模一般住宅が多い住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	秋田4.9km	1住居(60,200)
-33	外旭川字三千刈77番4	61,500	197	1:1.2	住宅 W2	一般住宅にアパート等が混在する住宅地域	西6m市道	水道 下水	秋田4.8km	1住居(60,200)
-34	八橋大畑2丁目83番3 「八橋大畑2-9-11」	68,000	212	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅にアパート等が混在する住宅地域	西6m市道	水道 ガス 下水	秋田4.2km	2中専(60,200)
-35	寺内蛭根2丁目55番59 「寺内蛭根2-16-6」	54,000	191	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い区画整然としたやや傾斜のある住宅地域	南西6m私道	水道 ガス 下水	秋田4.5km	1中専(60,200)
※-36	東通5丁目12番5 「東通5-12-8」	88,000	281	1.5:1	住宅 W2	中規模の一般住宅にアパートが混在する住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	秋田1.1km	2中専(60,200)
-37	濁川字三升作1番27	45,000	251	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	南西6m市道	水道 ガス 下水	秋田5km	1住居(60,200)
-38	広面字大巻61番2	76,500	296	1.2:1	住宅 W2	中規模の一般住宅にアパート等も混在する住宅地域	北6m市道	水道 ガス 下水	秋田1.8km	1低専(50,80)
-39	保戸野千代田町472番 「保戸野千代田町10-30」	90,500	247	1:1	住宅 RC2	中規模の一般住宅が多い区画整然とした閑静な住宅地域	東6m市道	水道 ガス 下水	秋田2.6km	2中専(60,200)
-40	御野場4丁目50番202 「御野場4-7-16」	55,000	242	1:1.5	住宅 W2	大規模に宅地開発されてきた一般住宅地域	南西6m市道	水道 ガス 下水	羽後牛島 4.2km	1低専(50,80)
-41	河辺和田字上中野400番7	29,400	264	1:1.5	住宅 W2	中規模一般住宅が多い駅、河辺市民センターに近い住宅地域	東6m市道	水道 下水	和田500m	① 1住居(60,200)
-42	河辺戸島字本町34番6外	16,500	267	1:3.5	住宅 W1	農家住宅を中心に小売店舗等が混在する古くからの住宅地域	北西8m県道	水道 下水	和田2.6km	②(70,200)
-43	河辺岩見字鍛冶屋敷91番4外	7,800	251	1:1.5	住宅 W2	一般住宅に農家住宅、小売店舗が混在する古くからの住宅地域	南東4.8m市道	水道	大張野7km	③(70,200)
-44	雄和芝野新田字中台65番1	9,500	421	1:2	住宅 W2	農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域	南西5.5m市道	水道 下水	四ツ小屋 3.7km	④(70,200)

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示「住居表示」〔仮換地番号〕	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m <sup>2</sup> )	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
秋田(県) 3-1	新屋沖田町106番2	12,500	1,014	3:1	田	周辺の宅地開発が盛んな宅地見込地域	北西2m未舗装道路	水道 ガス 下水	新屋700m	1低専(40,60)
3-2	上北手荒巻字鳥越155番	8,400	1,021	1:3	田	既成住宅地に隣接する熟成度の低い宅地見込地域	北西2.5m未舗装道路		秋田5km	1低専(50,80)
3-3	仁井田湯中町175番	19,800	1,018	1:3	田	周辺が開発されつつある宅地見込地域	南西2.5m未舗装道路 南東側道	水道 ガス 下水	羽後牛島 1.7km	1低専(50,80)
5-1	東通3丁目1番5外 「東通3-1-6」	140,000	462	1:1.5	店舗兼 共同住宅 S2	中小規模の店舗、営業所等が建ち並ぶ商業地域	北20m市道 背面道	水道 ガス 下水	秋田1km	近商(80,200) 準防
5-2	土崎港中央3丁目20番 「土崎港中央3-5-20」	60,500	297	1:3.5	店舗兼住宅 W2	店舗、事務所、倉庫、一般住宅等が混在する国道沿いの商業地域	西20m国道 背面道	水道 ガス 下水	土崎600m	商業(80,400) 準防
5-3	土崎港東1丁目37番2 「土崎港東1-2-8」	63,000	486	1:1.2	銀行 S2	店舗、医院、一般住宅等が混在する路線商業地域	南22m県道	水道 ガス 下水	土崎2.1km	近商(80,200) 準防
5-4	山王6丁目46番外 「山王6-1-13」	96,000	1,093	2:1	店舗兼事務所 SRC10	官公庁及び事務所ビルが混在する商業地域	南6m市道 西側道	水道 ガス 下水	秋田2.8km	商業(80,400) 準防
5-5	山王1丁目42番外 「山王1-11-18」	91,400	408	1.2:1	店舗兼住宅 W2	中小規模の低層飲食店舗が多い商業地域	北9.3m市道	水道 ガス 下水	秋田2.5km	近商(80,200) 準防
5-6	山王2丁目206番 「山王2-1-51」	146,000	927	1:2.5	事務所 SRC4	中層の事務所ビルが多い官庁街に近接したオフィス街	南32m県道 背面道	水道 ガス 下水	秋田2.3km	商業(80,500) 準防
5-7	大町2丁目115番外 「大町2-2-2」	173,000	948	2.5:1	ホテル兼店舗 SRC9F1B	中高層の店舗、事務所等が多い商業地域	南36m県道 西側道	水道 ガス 下水	秋田1.2km	商業(80,500) 準防
5-8	卸町2丁目167番1 「卸町2-3-1」	94,000	671	台形 1:1.5	店舗 S2	中規模の店舗、営業所が国道沿いに連たんする商業地域	北東23m国道	水道	秋田3km	商業(80,400) 準防
5-9	南通みその町8番 「南通みその町1-5」	125,000	143	1:2	店舗兼住宅 S4	中低層の店舗及び事務所が連たんする商業地域	北18m市道	水道 ガス 下水	秋田1km	商業(80,400) 準防
5-10	東通8丁目1番30外 「東通8-1-27」	110,000	1,573	1:1.5	店舗 S1	店舗、事務所、アパート等が混在する路線商業地域	北18m市道	水道 ガス 下水	秋田1.4km	近商(80,200) 準防
5-11	榑山南中町252番4 「榑山南中町1-5」	77,000	162	1:2	店舗兼住宅 W2	小売店舗、事務所、一般住宅等が混在している商業地域	北東11m市道	水道 ガス 下水	秋田1.7km	近商(80,200) 準防
5-12	中通1丁目1番 「中通1-4-10」	203,000	940	1:2	店舗兼事務所 RC8	百貨店、店舗等各種専門店が見られる再開発事業予定内の商業地域	北20m県道 東側道	水道 ガス 下水	秋田700m	商業(80,600) 防火
5-13	大町6丁目107番外 「大町6-2-64」	93,500	752	1:3.5	店舗 S4	飲食店舗、テナントビル、家具店等が建ち並ぶ商店街	西10m市道	水道 ガス 下水	秋田1.8km	商業(80,400) 準防
5-14	牛島東3丁目170番5 「牛島東3-1-10」	68,000	116	1:2.5	店舗兼住宅 W2	小売店舗が建ち並ぶ古くからの近隣商業地域	西7.5m市道	水道 ガス 下水	羽後牛島 600m	近商(80,200) 準防
5-15	旭南1丁目48番1外 「旭南1-8-32」	100,000	1,006	1:1.5	事務所 RC3	店舗、営業所等が連たんする商業地域	北西20m県道 南西側道	水道 ガス 下水	秋田2.6km	近商(80,200) 準防
※5-16	手形山崎町276番1外 「手形山崎町10-58」	104,000	147	3:1	店舗 S2	小売店舗の中に一般住宅等も見られる商業地域	南15m県道	水道 ガス 下水	秋田1.1km	近商(80,200) 準防
※5-17	大町3丁目107番外 「大町3-2-41」	125,000	2,004	1:1.2	事務所 RC5	金融機関、事務所等が建ち並ぶ商業地域	西11.5m市道	水道 ガス 下水	秋田1.3km	商業(80,500) 準防
5-18	中通4丁目314番 「中通4-2-4」	175,000	536	1:2.5	店舗兼事務所 S6	中高層の業務用ビルが多い商業地域	北20m市道	水道 ガス 下水	秋田400m	商業(80,500) 準防
5-19	広面字蓮沼79番1外	98,000	523	1:2	店舗兼工場 W2	店舗及び営業所のほかスーパーも見られる商業地域	東19m市道 南側道	水道 ガス	秋田2.8km	近商(80,200) 準防

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示「住居表示」〔仮換地番号〕	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m <sup>2</sup> )	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもので
秋田(県) 5-20	東通仲町21番 「東通仲町2-11」	124,000	271	1:1.2	医院 S2	中小規模の店舗、事務所等が建ち並ぶ近隣商業地域	東16m市道	水道 ガス 下水	秋田400m	近高(80,200) 準防
5-21	雄和新波字竹ノ花10番5外	12,000	552	1:2.5	店舗兼住宅 W2	店舗併用住宅が建ち並ぶ古くからの近隣商業地域	北東5m市道	水道	四ツ小屋 19.5km	都計外
7-1	八橋新川向91番4外 「八橋新川向1-33」	102,000	689	台形 1.5:1	店舗兼住宅 S2	店舗、営業所及び自動車関連施設が連たんする県道沿いの商工混在地域	北東20m県道 南側道	水道 ガス 下水	秋田3km	準工(60,200) 準防
7-2	仁井田本町4丁目248番5 「仁井田本町4-8-27」	72,000	915	台形 2:1	事務所兼倉庫 S2	事務所、工場及び自動車関連店舗が連担する地域	西20m国道	水道	羽後牛島 2.7km	準工(60,200)
7-3	土崎港北7丁目86番112 「土崎港北7-5-21」	60,000	430	1:2	店舗 W1	自動車関連店舗、事務所、住宅等が混在する国道沿いの路線商業地域	西18m国道	水道 ガス 下水	土崎2km	準工(60,200) 準防
7-4	下新城中野字琵琶沼399番	47,000	2,216	2.5:1	店舗兼工場 S2	自動車関連店舗、営業所等が建ち並ぶ国道沿いの路線商業地域	西20m国道	水道	追分1.4km	準工(60,200)
9-1	川尻町字大川反170番48	35,000	4,294	1:1	事務所兼工場 S2	中小規模の工場、倉庫、事務所等が混在する工業地域	西12m市道	水道	秋田4.8km	工専(60,200)
9-2	向浜1丁目1番56外 「向浜1-4-9」	16,000	994	1:3.5	工場兼倉庫 S2	木材又は金属関連の工場が多い工業地域	西10m私道	水道	秋田7km	工専(40,200)
10-1	添川字湯沢46番1	17,200	360	台形 1.2:1	住宅 W2	農家住宅及び一般住宅が建ち並ぶ旧来からの住宅地域	北西4.8m市道	水道 下水	秋田5.5km	「調区」(70,200)
10-2	外旭川字南沢82番5	13,000	444	1:2	住宅 W1	農家住宅が散在する住宅地域	北東8m市道	水道	土崎4.2km	「調区」(70,200)
10-3	山内字藤倉159番1外	10,600	558	1.5:1	住宅 W2	県道沿いに農家住宅が散在する住宅地域	北西11m県道	水道	秋田11.3km	「調区」(70,200)
10-4	上北手小山田字桜田184番1	10,500	426	不整形 1:1.5	住宅 W2	農家住宅が散在する住宅地域	南6m市道	水道	秋田6.4km	「調区」(70,200)
能代(県)-1	能代市字寿域長根48番48	29,000	313	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南東6m市道	水道 下水	能代2.2km	都 2中専(60,200)
-2	花園町123番 「花園町14-9」	40,000	311	台形 1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南西6m市道	水道 ガス 下水	能代1.3km	都 2住居(60,200)
-3	鹹淵字下悪戸91番2	20,200	209	1:2	住宅 W2	一般住宅と農家住宅等が混在する住宅地域	北西5m市道	水道	東能代210m	都 1住居(60,200)
-4	落合字下悪土126番2	16,500	367	1.2:1	住宅 W2	中規模の一般住宅が散在する区画整理済みの新興住宅地域	南6m市道 東側道	水道	能代3.1km	都 1中専(60,200)
-5	字大瀬儘下21番22	26,000	267	1:1.5	住宅 W1	中規模の一般住宅が多い住宅地域	西6m市道	水道 下水	能代2.6km	都 2中専(60,200)
-6	二ツ井町字薄井49番	14,500	1,200	1:2.5	住宅 W2	一般住宅に店舗併用住宅等が混在する主要市道沿いの住宅地域	南東5.5m市道		二ツ井1.8km	都 1住居(60,200)
-7	二ツ井町切石字山根55番3	7,600	505	1:3.5	住宅 W2	中規模一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域	北東5.5m市道		二ツ井3km	都計外
3-1	字下野24番2	7,000	2,280	台形 1:1.5	畑	周辺が開発されつつある宅地見込地域	南東2m 未舗装道路	水道 下水	能代2.7km	都 1中専(60,200)
5-1	元町29番 「元町3-8」	55,000	507	1:2	銀行 RC3	小売店舗・銀行等が建ち並ぶ商業地域	東30m県道	水道 ガス 下水	能代150m	都 商業(80,500)準防
5-2	通町31番 「通町7-24」	59,000	233	1:2	店舗兼住宅 W2	小売店舗及び事務所等が混在する商業地域	西30m国道	水道 ガス 下水	能代1.1km	都 商業(80,400)準防

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示 「住居表示」 〔仮換地番号〕	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m <sup>2</sup> )	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なものの
能代(県) 5-3	中和2丁目172番1 「中和2-5-37」	46,000	132	1:1.5	店舗兼住宅 S3	小売店舗が建ち並ぶ商業地域	西18m県道	水道 ガス 下水	能代800m	都 商業(80,400)準防
5-4	二ツ井町字三千苜42番23	33,000	292	1:5	店舗兼住宅 W2	小売店舗、銀行等が建ち並ぶ商業地域	南西9m市道		二ツ井450m	都 商業(80,400)
7-1	河戸川字下大須賀30番2外	23,000	1,856	不整形 1.2:1	事務所兼工場 S2	店舗、工場、事務所等が連たんする路線商業地域	西12.5m市道	水道	能代3.2km	都 準工(60,200)
7-2	臈淵字一本柳12番1	26,200	373	2:1	給油所 S1	店舗、倉庫等が農地の中に点在する国道沿いの地域	北西19m国道	水道	東能代1.2km	都 準工(60,200)
7-3	能代町字中川原26番870	24,200	198	1.2:1	店舗兼住宅 W2	中小工場、事業所に一般住宅、店舗等も混在する地域	北東6m市道	水道	能代800m	都 準工(60,200)
7-4	二ツ井町字道上中坪17番6外	23,500	657	1:2	工場	店舗、工場、一般住宅等が混在する旧国道沿いの地域	南東17m県道		二ツ井1.2km	都 準工(60,200)
9-1	字大森山1番18外	6,600	25,800	1:1.5	工場兼倉庫 S1	木材関連の工場が多い工業地域	西10m市道	水道	能代5.4km	都 工業(60,200)
横手(県)-1	横手市羽黒町120番外 「羽黒町9-14」	41,200	387	1:2	住宅 W2	一般住宅が建ち並ぶ旧来からの閑静な住宅地域	北東4.7m市道	水道 下水	横手1.2km	都 1住居(60,200)
-2	梅の木町482番外 「梅の木町9-25」	41,000	172	1:2	住宅 W2	一般住宅の中に空地等が見られる区画整然とした住宅地域	東6m市道	水道 下水	横手1km	都 2中専(60,200)
-3	追廻2丁目72番3 「追廻2-6-28」	23,000	370	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	南東6m市道	水道 下水	横手3.6km	都 1低専(40,60)
-4	朝日が丘3丁目337番 「朝日が丘3-19-7」	25,300	259	1:1.2	住宅 W2	一般住宅が多い区画整然とした横手市郊外の新興住宅地域	南東6m市道	水道	横手4.5km	都 1低専(40,60)
-5	安田字八王寺21番10	24,300	215	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅の多い区画整然とした住宅地域	北東6m市道	水道	横手2.4km	都 1住居(60,200)
-6	増田町亀田字半助村68番	6,200	1,194	1.2:1	住宅 W2	一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域	南6.3m市道	水道	十文字3.5km	都計外
-7	平鹿町浅舞字覚町後233番6	18,800	368	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅の中に空地が見られる住宅地域	南6m市道	下水	横手10km	都 1住居(60,200)
-8	平鹿町上吉田字田之植52番5	7,800	409	台形 1:2	住宅 W2	一般住宅及び農家住宅が混在する住宅地域	北東8m市道	水道 下水	横手8.4km	都計外
-9	平鹿町醍醐字下醍醐46番	6,900	595	1:2	住宅 W2	農家住宅が多い住宅地域	西6.5m市道	水道 下水	醍醐1.6km	都計外
-10	雄物川町造山字造山143番3	10,400	360	1:2.5	住宅 W2	一般住宅に店舗及び事務所が介在する住宅地域	東8m市道	水道 下水	横手16km	都計外
-11	雄物川町東里字東里174番9	8,100	806	1.2:1	住宅 W2	農家住宅の連たんする国道沿いの住宅地域	南8m国道	水道 下水	横手14km	都計外
-12	雄物川町薄井字薄井103番	5,500	325	1:3	住宅 W2	中規模の一般住宅及び農家住宅が混在する住宅地域	北東5.5m県道	水道	横手13km	都計外
-13	雄物川町沼館字沼館510番1	11,900	260	1:1.2	住宅 W2	一般住宅に店舗及び事務所が介在する住宅地域	東6.5m市道	水道 下水	横手15km	都計外
-14	大森町字大森108番	14,500	152	1:3.5	住宅 W2	商店街に比較的近い既成の住宅地域	北西6.6m市道	水道	横手14km	都計外
-15	大森町字菅生田221番8	7,300	198	1:2.5	住宅 W2	中小規模の一般住宅及び農家住宅が混在する住宅地域	南6.5m市道	水道	横手15km	都計外